

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

本市は、昭和28年の「工業誘致促進協議会」の結成を契機に、昭和29年に町村合併し、積極的な工業団地整備と企業誘致施策を展開するとともに、農工併進でまちづくりを進めてきた。

また、昭和39年の中規模内陸工業地区指定を皮切りに、昭和62年に北上川流域テクノポリス、平成5年に北上中部拠点都市、平成12年に高度技術産業集積地域に指定され、その中心都市としての役割を担ってきた。

幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など、製造業を中心におよそ300社の企業が立地する東北有数の「ものづくり都市」を形成している。

しかし、企業の立地が加速化したことや少子高齢化等により、当市における有効求人倍率は、岩手県平均、全国平均を大きく上回り、現在は2倍以上で推移を続け、中小企業者は必要な人材の確保に苦慮している。

加えて、当市を取り巻く雇用の情勢は、今後も半導体関連企業等の進出により、大型求人が見込まれているほか、長期的な視点で見ると平成30年に55,592人であった生産年齢人口が、令和32年には41,695人まで大幅に減少し、地場の中小企業者にとって労働力の確保はより一層厳しくなっていくことが推測される。

人手不足に対する当市の人材確保施策として、これまで、就労相談、雇用のマッチング、学生に対するインターンシップ支援など、地元就職や地元定着に向けた取組を強化しているが、人材の確保は喫緊の課題となっている。

全国的に少子高齢化が進む中、必要な人材を確保していくためには、労働生産性を高めていくことが有用な手段ではあるが、中小企業の設備投資が進んでおらず、労働生産性は、全国・岩手県平均を下回っている状況にある。

このような状況を踏まえ、本計画は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境におかれている中小企業者の経営基盤強化について、税制面から支援することで、積極的な設備投資による労働生産性の向上を促進し、課題である人材確保の解消につなげるとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものである。

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

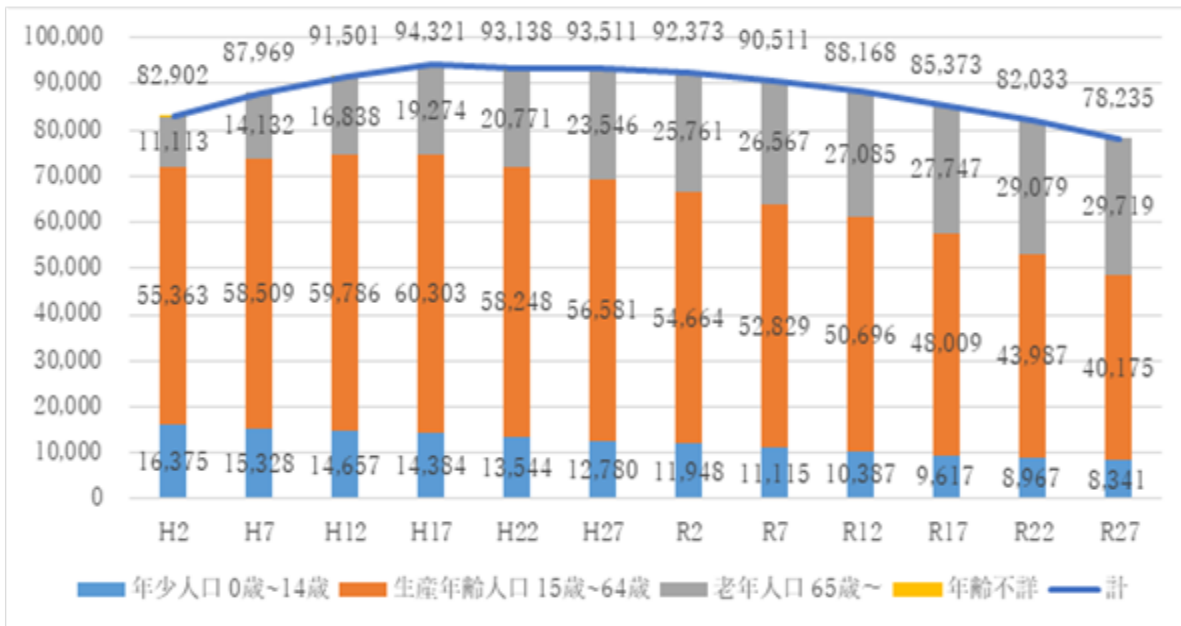
① 当市の人口構造

北上市の人口は平成3年の3市町村合併後、社会増（転入）を主要因として順調に増加し、平成20(2008)年には94,911人となったが、その後、減少に転じている。

国立社会保障・人口問題研究所によると、当市の人口は今後徐々に減少していくことが予想されている。令和5年3月現在では91,920人となっている。

○年齢別人口の推移

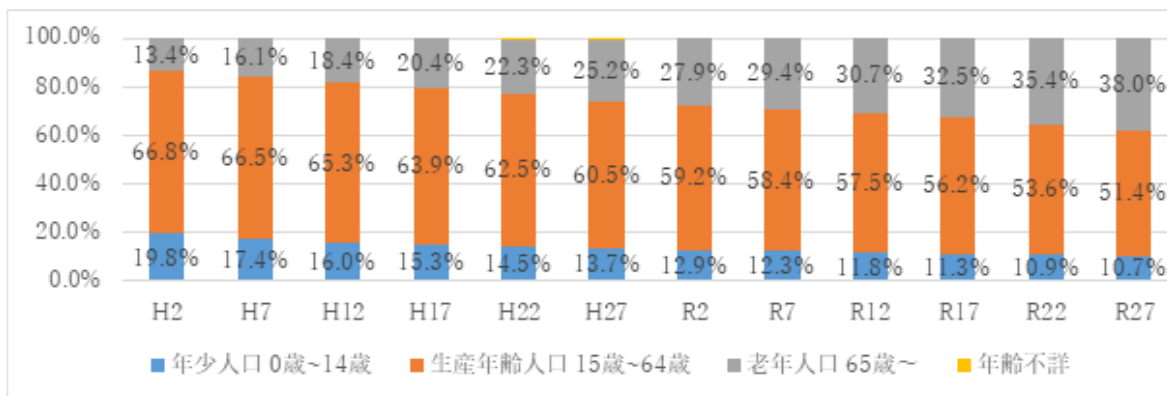
(単位：人)



出展) H2~H27 は国税調査、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所による予測

総人口に対する割合で見ると、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少し、老年人口の割合は増加している。平成12年以降は老年人口の割合が年少人口を上回っており、平成27年には老年人口が25.2%と、市民の約4人に1人が高齢者となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和12年には老年人口の割合が30%を超え、令和22年には75歳以上の人口割合が20%を超えると予想されている。

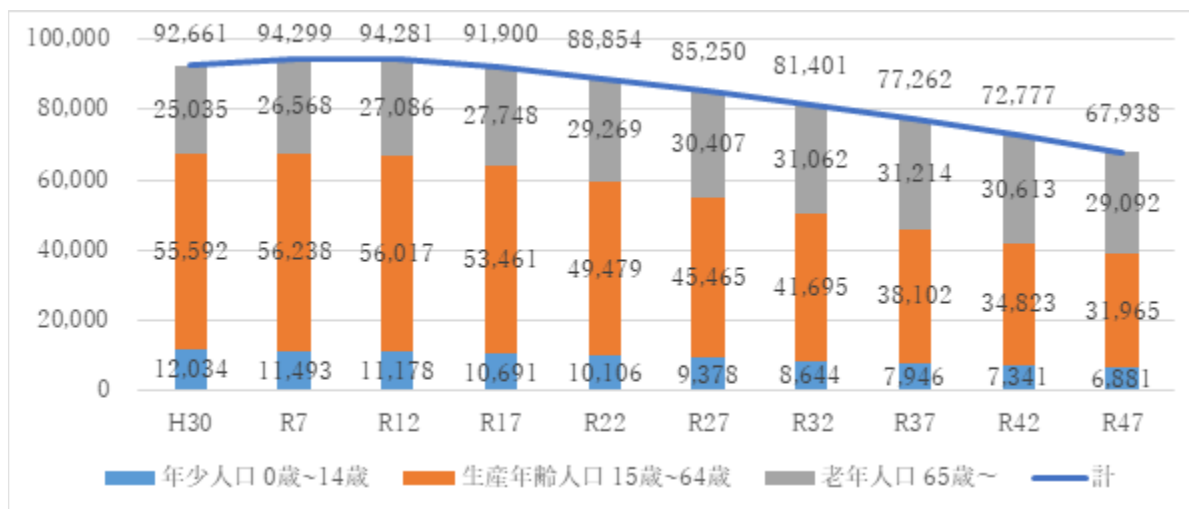
○年齢別人口割合の変化



出展) H2~H27は国税調査、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所による予測

こうした見通しの中、北上市総合計画では、当市の長所である力強い産業基盤と子育て世代の定住化政策、都市拠点と魅力ある16の地域との連携を進め、若い世代を中心とする転入者の増加による社会増とそれに伴う出生率向上を目指している。加えて、健康長寿、多様な人々がともに生きる社会（ダイバーシティ）の形成を進める政策を推進するほか、企業進出に伴う新たな雇用も見込み、令和12年人口94,300人を目標に掲げている。

○人口推計・目標



出展) 北上市総合計画 2021~2030

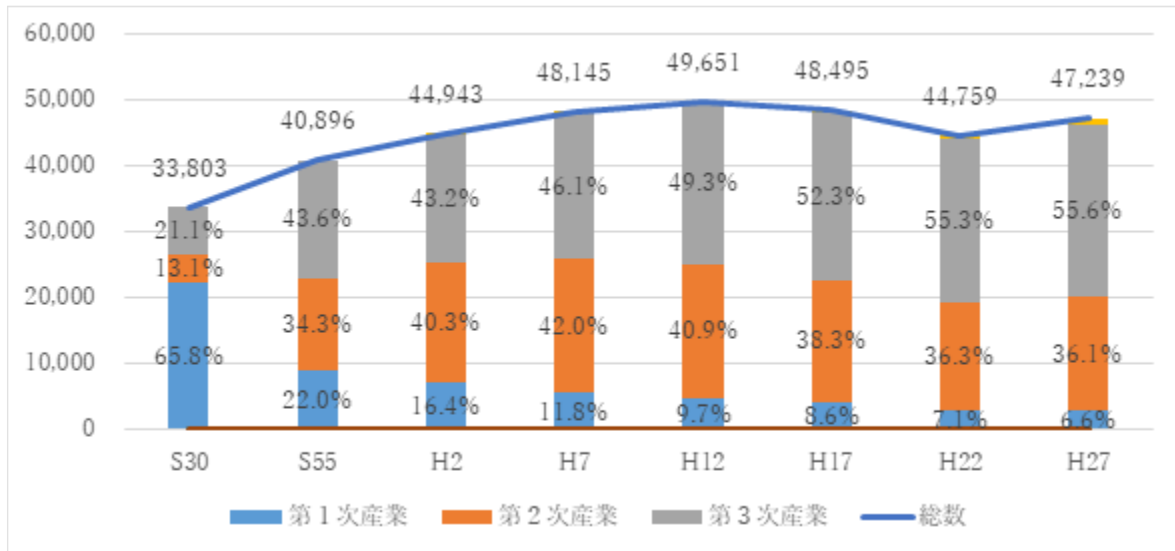
②当市の産業構造

昭和30(1955)年の北上市の産業別の就業人口は、第1次産業が66%、第2次産業が13%、第3次産業が21%と、農業を中心とした第1次産業が産業の中心となっていました。当時の主な産業は農業で、雇用の場が少なく、長男が家を継ぎ、二男、三男は職を求めて首都圏へと転出していく状況でした。

その後当市では、企業誘致を積極的に進めたこともあり、平成2(1990)年には第1次産業が16%、第2次産業が40%、第3次産業が43%と製造業を中心とした第2次産業の割合が増加している。

その後、平成17(2005)年以降は第3次産業が5割以上を占めるようになり、その構成比も増加を続けていることから、北上市の産業構造が第1次産業から第2次産業、第3次産業へ変化してきているといえる。

○産業別就業者数と割合



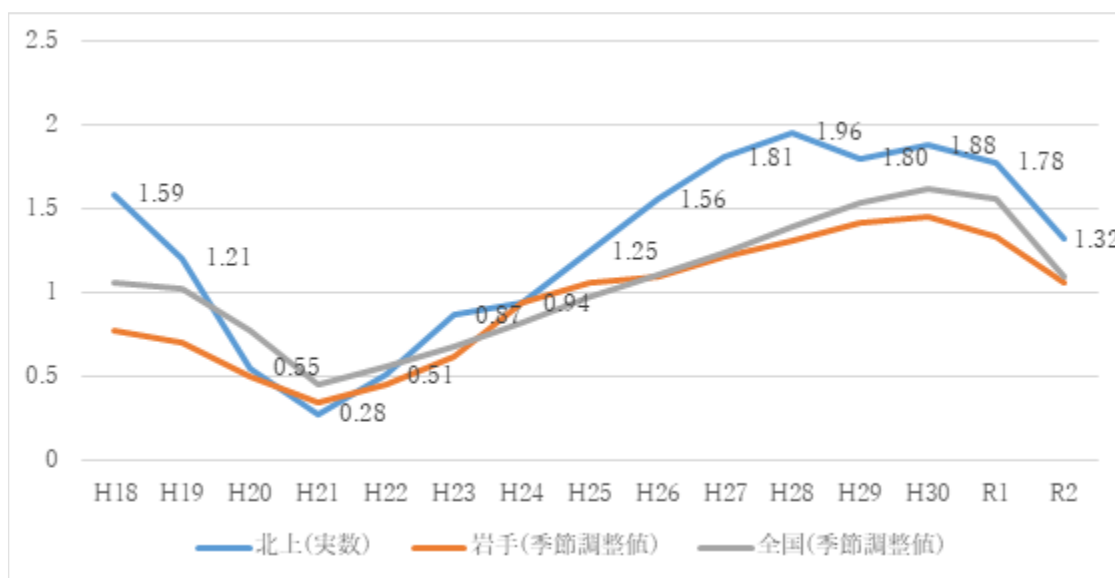
出展) 国勢調査

③当市の中小企業者の実態

平成18年度以降の年度平均有効求人倍率をみると、リーマンショックの影響により平成21年度に0.28倍に落ち込んだが、その後景気の回復とともに上昇し、平成28年度には1.96倍となるなど近年では全国を上回る高倍率で推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度においても1.32倍と求人数が求職者数を上回り不足している状況が続いている。

以降は2倍前後で推移を続け、令和5年1月の有効求人倍率は2.20倍となり、求職者超過の状況となっている。

○有効求人倍率の推移



出展) 公共職業安定所資料

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、北上市経済の維持・成長を目指す。については、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

算定式 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量

※労働投入量 = 労働者数又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間

2 先端設備等の種類

当市は、幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、中小企業者の幅広い取り組みを促進し、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業構造は、市内10ヶ所の工業団地、流通基地、産業業務団地等に集積する製造業を主要産業としているが、団地以外での事業活動も活発に行われているほか、一次産業である農林業、第三次産業であるサービス産業も市内各地で事業展開されていることから、対象地域は市内全域とし、先端設備の導入による中小企業者の生産性向上の取組を推進する。

(2) 対象業種・事業

当市では「北上市産業ビジョン」を策定し、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでいくため、農林業、サービス業、工業、観光業など、地域経済の活性化のため、包括的な支援体制を構築している。

各産業とも、全国や県平均値と比較して労働生産性が低い状態であり、生産性の向上を高め、継続して市内経済の活性化と発展を図っていく必要があることから、本計画の対象業種は全ての業種とする。

また、産業間の垣根を越えた6次元産業化や農商工連携、新商品や新製品の開発支援などにより、市内産業の活性化を目指すこととしており、市内事業場において先端設備等を導入することで、計画期間内における労働生産性が年平均3%以上向上することに資すると見込まれる事業（新商品・新製品の開発、新サービスの提供、生産プロセスの改善等）を幅広く認定の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日～ 令和7年6月12日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入促進に当たって配慮すべき事項

(1) 地域経済の発展に関する配慮

市は、健全な地域経済の発展に配慮することとし、次のいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定の対象外とする。

①人員削減を目的とした取組

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者からの申請

③市町村税（法人税）を滞納している者からの申請

(2) 雇用への配慮

市は、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

①市は、先端設備等導入促進計画の認定判断に当たっての客観的な基準及び同計画の作成に資する資料等について公表し、中小企業の積極的な取組につながるよう配慮する。

②市は、認定に当たって導入促進指針及び導入促進基本計画に適合することを確認するため、追加の書類の提出を求めることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮する。

(4) 中小企業者に対する施策の総合的推進

市は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該事業者が行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保等、必要な施策を総合的に推進するよう努める。

(5) 計画の進捗状況についての調査

市は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に調査把握するとともに、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。